

Ⅳ 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動**
- 2 制度・活動に関する問合せ・視察**

Ⅴ 関係機関との連携

- 1 子どものための相談窓口連絡会議**
- 2 活動状況の報告等**

IV 広報・啓発活動

子どもの権利侵害からの救済の実効性を確保するためには、まず、子どもや保護者、そして子どもが育ち学ぶ施設の職員など、多くの方々に子どもアシストセンターの存在を広く知ってもらう必要があります。そのうえで初めてSOSの声が子どもアシストセンターに寄せられるようになってきます。

このことから、実際の相談・救済活動とともに、広報活動は極めて重要と考えており、さまざまな方法により子どもアシストセンターの普及・啓発に努めています。

1 広報・啓発活動

	項 目	実施時期	備 考
配 布 物	リーフレット	4 月	【対象】小1、小4、中1、高校
	相談カード	4・9 月	【対象】全小学生・高校（4月）、全中学生（9月）
	ポスター	11～1 月	【掲示箇所】市内小中高校
	広報紙「あしすと通信」	7・11 月	【対象】全小中学生の保護者、高校、公共施設等
	P R チラシ	随時	【対象】主に大人（出前講座・イベント時に配布）
出 前 講 座	あしすと出前講座 (※1)	随時	【対象】家庭教育学級、PTA、児童委員研修会等 23 回実施
	出前授業 (※2)	随時	【対象】小・中学生 6 回実施
	あしすと子ども出前講座 (※3)	随時	【対象】児童会館を利用する子ども 24 回実施
そ の 他	ホームページコラム 「こんにちは、アシストです」	毎月	救済委員をはじめ、調査員、相談員が、子どものことなどで気がついたこと、感じたことなどをコラムにしてホームページに掲載。
	その他	随時	◎パネル・資料展示 ・ユニセフ ラブウォーク（6/26） ・友遊 KID's ランド（10/15） ・子どもの権利フェスタ（11/20） ・SORA こそだてフェスティバル（12/17） ◎広報番組 ・uhb「いいこと聞いた」（5/8、22） ◎ラジオ ・FMラジオ 「ことらら」（5/6）

※1：あしすと出前講座

PTA、家庭教育学級、青少年関係団体、民生児童委員や主任児童委員など子どもに関わるさまざまな団体やグループを対象に、子どもアシストセンターの相談・救済スタッフが講師となり、子どもの悩みや課題について共に考え話し合います（費用は無料）。

平成23年度は、延べ23回実施しました。

＜テーマ例＞

「子どもの権利を守るってどんなこと？」

「相談から見える子どもたち」

「子どもたちのSOS～子どもの声が聞こえますか？」



※2：出前授業

子どもの権利に関する理解を深めることを目的に、救済委員や調査員が、子どもの権利推進課の職員とともに小・中学校を訪問し、生徒を対象に「出前授業」を行っています。

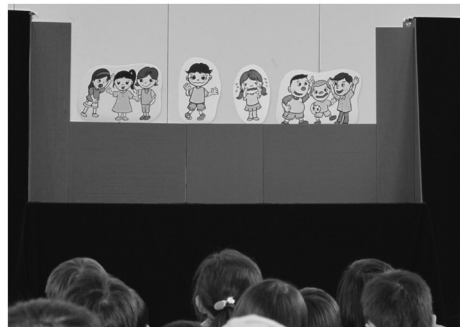
平成23年度は、小学校4校、中学校2校の計6校で実施しました。



※3：あしすと子ども出前講座

子どもにとって親しみやすく安心して相談できる機関であることを直接PRするため、市内の児童会館を利用する子どもを対象に、子どもアシストセンターの相談員が出向いてペープサート（紙の人形劇）等を使った出前講座を行っています。

平成23年度は、延べ24回実施しました。



2 制度・活動に関する問合せ・視察

他の自治体議員、大学生延べ6件33人の視察がありました。

主な調査内容は、条例制定の経緯、条例の内容、教育委員会や学校などとの連携状況、子どもアシストセンターのPR方法や運営状況などです。

視察のあった機関等	件数	人数
行政機関	0	0
国・自治体議員	5	32
研究機関・学生等	1	1
相談機関	0	0
その他	0	0
計	6	33

V 関係機関との連携

1 子どものための相談窓口連絡会議

子どもアシストセンターでは、子どもに関するさまざまな相談や救済の申立てを受けていますが、札幌市内には、他にも国、北海道、民間団体など多くの相談機関があります。

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、個別の特性に配慮しながら問題の解決や改善を図っていくためには、行政機関だけでなく、民間団体等も含めた幅広い連携が必要となります。

相談機関相互のスムーズな連携協力が図られるよう、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議(官民 18 機関が参加)」を開催しています。

平成 23 年度は、7 月 27 日(水)と 11 月 28 日(月)の 2 回開催し、各機関がお互いにどのような機能や特徴をもっているかなどの情報交換、広報の連携協力、ケース検討などを行いました。

今後も引き続き、子どもにとって最適なサポートが図られるよう、更なる連携協力を進めることにしています。

2 活動状況の報告等

権利の侵害から子どもを救済するために最も大切なことは、関係者の理解と協力を得ながら、子どもと子ども、子どもと大人などの関係調整を図っていくことです。

そのためには、子どもアシストセンターの活動状況や相談から見えてくる子どもを取り巻く課題などについて、学校や P T A などの関係団体に対して積極的に情報を発信し、十分に理解してもらうことが重要であり、このことが再発防止や予防にもつながると考えています。

このことから、さまざまな機会をとらえて、活動状況の報告や説明会を行っています。

[主な報告機関等]

名 称	報 告 日
札幌市学教連絡会	平成 23 年 6 月 28 日 (火)
札幌市 P T A 協議会理事会	平成 23 年 7 月 8 日 (金)
札幌市青少年育成委員会連絡協議会	平成 23 年 8 月 5 日 (金)
札幌市民生委員・児童委員協議会理事会	平成 23 年 8 月 9 日 (火)
北海道教育委員会	平成 23 年 8 月 24 日 (水)
北海道私立中学校・高等学校協会札幌支部	平成 23 年 10 月 24 日 (月)